

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年8月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Advanced Type)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の金
額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,109億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2019年
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=110.87円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2019年5月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (8) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況 (2) 投資資産	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び 買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)が管理するプレミアム・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型(以下「サブ・ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	40,345,130.51	100.18
現金その他の資産(負債控除後)		-72,441.92	-0.18
合計 (純資産価額)		40,272,688.59 (約4,404百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=109.36円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

(A) 投資有価証券の主要銘柄

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V- Goldman Sachs Global Absolute Return Portfolio I USD ACC	ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	392,500.540	103.58	40,656,097.69	102.79	40,345,130.51	100.18

(B) 投資不動産物件(2019年5月末日現在)

該当事項なし。

(C) その他投資資産の主要なもの(2019年5月末日現在)

該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

サブ・ファンドの2019年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年6月末日	50,206,080.43	5,490,536,956	9.92	1,085
7月末日	53,956,886.70	5,900,725,130	9.97	1,090
8月末日	53,935,154.95	5,898,348,545	9.87	1,079
9月末日	53,516,351.46	5,852,548,196	9.83	1,075
10月末日	49,805,963.95	5,446,780,218	9.51	1,040
11月末日	48,357,048.58	5,288,326,833	9.59	1,049
12月末日	46,572,423.15	5,093,160,196	9.43	1,031
2019年1月末日	46,811,924.09	5,119,352,018	9.63	1,053
2月末日	43,505,354.45	4,757,745,563	9.64	1,054
3月末日	43,525,078.56	4,759,902,591	9.78	1,070
4月末日	42,155,164.05	4,610,088,741	9.81	1,073
5月末日	40,272,688.59	4,404,221,224	9.73	1,064

< 参考情報 >

純資産の推移

(2018年5月24日(運用開始日)～2019年5月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

サブ・ファンドの2019年5月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	-2.31%

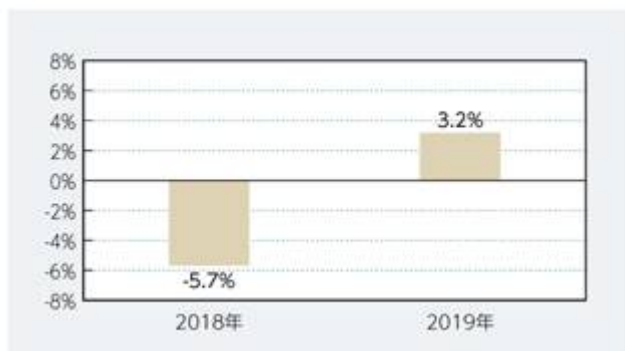
（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年5月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2018年5月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2019年については2019年5月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2018年については、当初発行価格である10米ドル）

（注2）2018年については2018年5月24日（運用開始日）から同年12月末日まで、2019年については2019年1月1日から同年5月末日までの収益率を表示している。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2019年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年6月1日	1,789,495.246	1,464,277.788	4,137,507.165
~2019年5月末日	(1,789,495.246)	(1,464,277.788)	(4,137,507.165)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 109.36円

(1) 資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

純資産計算書

2019年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価40,656,097.69米ドル (4,446,151千円))	1.2	40,345,130.51	4,412,143
設立費用(純額)	1.3	86,156.28	9,422
銀行預金		0.88	0
資産合計		40,431,287.67	4,421,566
負債			
未払印刷および公告費用		61,275.46	6,701
未払弁護士費用		41,138.71	4,499
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	40,301.75	4,407
未払専門家費用		5,620.07	615
未払代行協会員報酬	7	3,100.54	339
未払受託会社報酬	2	2,595.88	284
未払管理事務代行会社報酬	5	2,067.91	226
未払保管会社報酬	6	1,377.25	151
未払管理会社報酬	3	1,033.46	113
その他の未払報酬		88.05	10
負債合計		158,599.08	17,344
純資産		40,272,688.59	4,404,221
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		40,272,688.59	4,404,221
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		4,137,507.165口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		9.73	1,064円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末	
2018年11月30日	5,043,955.753 □
発行受益証券	20,247.995 □
買戻受益証券	(926,696.583) □
2019年5月31日	4,137,507.165 □
	米ドル建て クラス受益証券
純資産、期末	
2018年11月30日	48,357,048.58米ドル (5,288,327千円)
2019年5月31日	40,272,688.59米ドル (4,404,221千円)
	米ドル建て クラス受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末	
2018年11月30日	9.59米ドル (1,049円)
2019年5月31日	9.73米ドル (1,064円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドによってサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産額部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購

入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．受益証券の購入および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類(以下「付属書類」という)に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という)で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注11．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注12．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型
投資有価証券明細表
2019年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
392,500.54	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Absolute Return Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	40,656,097.69	40,345,130.51	100.18
投資信託合計			40,656,097.69	40,345,130.51	100.18
投資有価証券合計			40,656,097.69	40,345,130.51	100.18

投資有価証券の分類
2019年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.18
		100.18
投資有価証券合計		100.18

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

[次へ](#)

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドの経理状況

ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の米ドル建て受益証券は、一時停止期間中を除き、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下、本段落において個別にまたは総称して「ウェルス・コアポートフォリオ」ということがある。）ならびにグローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドのあらゆる受益証券間でのスイッチングを行うことができる。この点、これらのスイッチング先サブ・ファンドについては、2019年8月30日に半期報告書が提出され、経理状況として2019年5月31日現在の中間財務書類が開示されているため、本書においても当該財務書類の内容を記載する。なお、以下、ウェルス・コアポートフォリオの経理状況に関する記載において、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型および/またはウェルス・コアポートフォリオ グロース型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもウェルス・コアポートフォリオの受益証券を指すものとする。また、グローバル・コア株式ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア株式ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア株式ファンドの受益証券を指すものとする。また、グローバル・コア債券ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア債券ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア債券ファンドの受益証券を指すものとする。

- a. サブ・ファンドの日本文中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本文に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券	=	米ドル
2) 円建て（ヘッジあり）受益証券	=	日本円
3) 米ドル建て承継機能付受益証券	=	米ドル

日本文中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 109.36円

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

純資産計算書

2019年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 （取得原価434,285,644.91米ドル （47,493,478千円））	1.2	460,544,486.27	50,365,145
銀行預金		1,765,179.91	193,040
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.6,9	1,036,840.56	113,389
設立費用（純額）	1.3	44,624.72	4,880
資産合計		463,391,131.46	50,676,454
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	467,471.49	51,123
未払代行協会員報酬	7	35,964.74	3,933
未払印刷および公告費用		32,412.21	3,545
未払管理事務代行会社報酬	5	23,930.78	2,617
未払弁護士費用		18,885.40	2,065
未払保管会社報酬	6	15,938.17	1,743
未払管理会社報酬	3	11,988.25	1,311
未払専門家費用		5,784.47	633
未払受託会社報酬	2	5,192.09	568
その他の未払報酬		378.29	41
負債合計		617,945.89	67,579
純資産		462,773,185.57	50,608,876
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		403,780,706.12	44,157,458
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		6,295,779,164円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		1,118,883.24	122,361
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		37,388,344.987口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		6,338,809.764口	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		118,067.227口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.80	1,181円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		993円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		9.48	1,037円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

統計情報

発行済受益証券口数、 期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2017年11月30日	54,473,681.699 □	8,912,742.596 □	-
2018年11月30日	48,575,243.032 □	7,433,550.620 □	22,465.353 □
発行受益証券	1,146,824.423 □	259,844.178 □	95,601.874 □
買戻受益証券	(12,333,722.468) □	(1,354,585.034) □	-
2019年5月31日	37,388,344.987 □	6,338,809.764 □	118,067.227 □
純資産、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2017年11月30日	589,703,280.75米ドル (64,489,951千円)	9,283,254,234円	-
2018年11月30日	505,110,252.29米ドル (55,238,857千円)	7,232,157,324円	207,912.83米ドル (22,737千円)
2019年5月31日	403,780,706.12米ドル (44,157,458千円)	6,295,779,164円	1,118,883.24米ドル (122,361千円)
受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2017年11月30日	10.83米ドル (1,184円)	1,042円	-
2018年11月30日	10.40米ドル (1,137円)	973円	9.25米ドル (1,012円)
2019年5月31日	10.80米ドル (1,181円)	993円	9.48米ドル (1,037円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、サブ・ファンドによってサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。米ドル建て承継機能付クラス受益証券の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建て承継機能付クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2019年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	60,611,082.72	日本円	6,700,040,000.00	2019年6月19日	1,063,612.89
日本円	253,000,000.00	米ドル	2,302,142.71	2019年6月19日	(26,772.33)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現評価益合計					1,036,840.56

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2019年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7850

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の購入および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
4,037,738.79	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Multi-Asset Conservative Portfolio ** Class I Share USD ACC	米ドル	434,285,644.91	460,544,486.27	99.52
投資信託合計			434,285,644.91	460,544,486.27	99.52
投資有価証券合計			434,285,644.91	460,544,486.27	99.52

投資有価証券の分類

2019年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.52
		99.52
投資有価証券合計		99.52

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

(^{**}) 2018年12月27日までは「Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi-Asset Conservative Portfolio」であった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

純資産計算書

2019年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価268,510,713.84米ドル (29,364,332千円))	1.2	278,470,711.03	30,453,557
銀行預金		1,364,085.75	149,176
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.6,9	685,141.87	74,927
設立費用(純額)	1.3	24,902.49	2,723
資産合計		280,544,841.14	30,680,384
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	284,399.19	31,102
未払印刷および公告費用		35,851.74	3,921
未払代行協会員報酬	7	21,880.11	2,393
未払弁護士費用		21,092.74	2,307
未払管理事務代行会社報酬	5	14,556.41	1,592
未払保管会社報酬	6	9,694.75	1,060
未払管理会社報酬	3	7,293.35	798
未払専門家費用		5,785.16	633
未払受託会社報酬	2	5,106.53	558
その他の未払報酬		343.58	38
負債合計		406,003.56	44,401
純資産		280,138,837.58	30,635,983
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		242,271,207.47	26,494,779
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		4,119,430,142円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		21,296,952.601口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		3,858,925.275口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		11.38	1,245円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,068円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

統計情報

発行済受益証券口数、 期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2017年11月30日	23,508,244.620 □	5,141,009.204 □
2018年11月30日	26,262,547.127 □	4,378,200.716 □
発行受益証券	843,770.493 □	141,796.765 □
買戻受益証券	(5,809,365.019)□	(661,072.206)□
2019年5月31日	21,296,952.601 □	3,858,925.275 □
純資産、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2017年11月30日	277,223,790.81米ドル (30,317,194千円)	5,951,332,535円
2018年11月30日	294,699,762.87米ドル (32,228,366千円)	4,695,073,713円
2019年5月31日	242,271,207.47米ドル (26,494,779千円)	4,119,430,142円
受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2017年11月30日	11.79米ドル (1,289円)	1,158円
2018年11月30日	11.22米ドル (1,227円)	1,072円
2019年5月31日	11.38米ドル (1,245円)	1,068円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、サブ・ファンドによってサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。米ドル建て承継機能付クラス受益証券（2018年4月16日に設定され、2018年12月6日に終了）の設立費用は米ドル建て承継機能付クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される予定であった。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2019年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	40,697,837.46	日本円	4,498,800,000	2019年6月19日	714,172.11
日本円	146,100,000.00	米ドル	1,329,419.17	2019年6月19日	(15,460.23)
日本円	179,900,000.00	米ドル	1,642,452.74	2019年6月19日	(13,570.01)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現評価益合計					685,141.87

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2019年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7850

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の購入および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．事象

2018年12月6日付で米ドル建て承継機能付クラス受益証券の唯一の受益証券保有者から全保有分の買戻請求を受領したため、米ドル建て承継機能付クラス受益証券は同日付で終了した。

米ドル建て承継機能付クラス受益証券の資産水準が低い場合に、受益証券保有者が大幅に買戻し金を受け取ることができなくなる状況を回避し、当該クラス受益証券に関連する請求を決済するため、2018年12月7日、管理会社は、米ドル建て承継機能付クラス受益証券の資産に約23,244.74米ドルを投入する旨決議した。

注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs				
2,352,147.23	Global Multi-Asset Growth Portfolio ** Class I Share USD ACC	米ドル	268,510,713.84	278,470,711.03	99.40
投資信託合計			268,510,713.84	278,470,711.03	99.40
投資有価証券合計			268,510,713.84	278,470,711.03	99.40

投資有価証券の分類

2019年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.40
		99.40
投資有価証券合計		99.40

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

(^{**}) 2018年12月27日までは「Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi-Asset Growth Portfolio」であった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

純資産計算書

2019年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 （取得原価127,132,570.67米ドル （13,903,218千円））	1.2	129,563,982.32	14,169,117
銀行預金		1,622,642.51	177,452
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.6,9	172,744.68	18,891
設立費用（純額）	1.3	68,403.78	7,481
資産合計		131,427,773.29	14,372,941
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	134,062.46	14,661
未払印刷および公告費用		55,124.52	6,028
未払弁護士費用		37,190.66	4,067
未払代行協会員報酬	7	11,455.47	1,253
未払管理事務代行会社報酬	5	6,867.67	751
未払専門家費用		5,821.16	637
未払投資運用会社報酬	4	5,721.01	626
未払保管会社報酬	6	4,573.94	500
未払管理会社報酬	3	3,437.95	376
未払受託会社報酬	2	2,596.24	284
その他の未払報酬		373.93	41
負債合計		267,225.01	29,224
純資産		131,160,548.28	14,343,718
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		113,999,794.51	12,467,018
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,866,832,599円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		10,816,437.375口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,863,018.327口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.54	1,153円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,002円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

統計情報

発行済受益証券口数、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2018年11月30日	13,711,299.806 □	2,201,478.129 □
発行受益証券	871,681.542 □	52,637.044 □
買戻受益証券	(3,766,543.973)□	(391,096.846)□
2019年5月31日	10,816,437.375 □	1,863,018.327 □

純資産、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2018年11月30日	142,734,659.47米ドル (15,609,462千円)	2,216,153,252円
2019年5月31日	113,999,794.51米ドル (12,467,018千円)	1,866,832,599円

受益証券1口当たり純資産価格、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
2018年11月30日	10.41米ドル (1,138円)	1,007円
2019年5月31日	10.54米ドル (1,153円)	1,002円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産額部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2019年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	17,995,299.78	日本円	1,974,490,000.00	2019年6月17日	177,656.41
日本円	65,000,000.00	米ドル	593,341.22	2019年6月17日	(4,911.73)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現評価益合計					172,744.68

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2019年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7850

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の購入および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド
 投資有価証券明細表
 2019年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
1,165,772.74	BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	米ドル	127,132,570.67	129,563,982.32	98.78
投資信託合計			127,132,570.67	129,563,982.32	98.78
投資有価証券合計			127,132,570.67	129,563,982.32	98.78

投資有価証券の分類
 2019年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	98.78
		98.78
投資有価証券合計		98.78

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

純資産計算書

2019年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価119,106,241.39米ドル (13,025,459千円))	1.2	121,331,431.54	13,268,805
銀行預金		1,479,784.36	161,829
設立費用(純額)	1.3	98,617.32	10,785
資産合計		122,909,833.22	13,441,419
負債			
未払投資先ファンド管理・顧問報酬	9	102,087.87	11,164
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	99,771.30	10,911
未払印刷および公告費用		38,671.06	4,229
未払弁護士費用		14,575.23	1,594
未払代行協会員報酬	7	9,321.81	1,019
未払管理事務代行会社報酬	5	5,598.37	612
未払投資運用会社報酬	4	4,655.40	509
未払専門家費用		4,408.90	482
未払保管会社報酬	6	3,728.42	408
未払管理会社報酬	3	2,797.60	306
未払受託会社報酬	2	2,597.72	284
未払設立費用	1.3	1,821.64	199
その他の未払報酬		192.82	21
負債合計		290,228.14	31,739
純資産		122,619,605.08	13,409,680
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		118,309,222.57	12,938,297
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		468,904,961円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		11,574,949.759口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		463,626.628口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.22	1,118円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,011円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
発行受益証券	11,686,800.233 □	610,476.095 □
買戻受益証券	(111,850.474)□	(146,849.467)□
2019年5月31日	11,574,949.759 □	463,626.628 □
	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
純資産、期末		
2019年5月31日	118,309,222.57米ドル (12,938,297千円)	468,904,961円
	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末		
2019年5月31日	10.22米ドル (1,118円)	1,011円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動から構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間16,000ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間4,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．投資先ファンド管理・顧問報酬

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資に関連して、参照期間中、投資先ファンドの平均日次純資産評価額の年率0.40%の年次管理・顧問報酬を負担する。当該報酬は、投資先ファンドによりサブ・ファンドに対して四半期毎に請求されることになっている。

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2019年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7850

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の購入および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
	投資信託				
45,602.28	JPM Global Bond Opportunities X (acc)- JPY (hedged) **	日本円	4,230,519.83	4,276,641.72	3.49
1,137,558.70	JPM Global Bond Opportunities X (acc)- USD ***	米ドル	114,875,721.56	117,054,789.82	95.46
サブ・ファンド投資信託合計			119,106,241.39	121,331,431.54	98.95
サブ・ファンド投資有価証券合計			119,106,241.39	121,331,431.54	98.95

投資有価証券の分類

2019年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	98.95
		98.95
サブ・ファンド投資有価証券合計		98.95

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

(^{**}) 円建て(ヘッジあり)クラス受益証券の投資先ファンド

(^{***}) 米ドル建てクラス受益証券の投資先ファンド

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2019年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億6,302万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,435円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.74円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)に基づき、サブ・ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、サブ・ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2019年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2019年5月末日現在)

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て:	3,410,142,164米ドル
		ユーロ建て:	7,198,051ユーロ
		日本円建て:	1,130,036,252,539円
		豪ドル建て:	2,177,823,109豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て:	727,806,554ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て:	61,891,843カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

(3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	-	-	7,133	868
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	4	950,429	115,705	8,148,808	992,036
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	152,624	18,580	173,576	21,131
- 預金および手許現金		8,718,219	1,061,356	9,424,307	1,147,315
前払金		59,894	7,291	60,731	7,393
資産合計		9,881,166	1,202,933	17,814,554	2,168,744
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	663,023	5,446,220	663,023
- 準備金					
法定準備金	6	214,772	26,146	127,699	15,546
その他の積立金	7	1,445,530	175,979	2,291,131	278,922
		1,660,302	202,125	2,418,830	294,468
- 当期損益		1,776,405	216,260	1,741,473	212,007
		8,882,927	1,081,408	9,606,522	1,169,498
引当金					
- 納税引当金	8	756,072	92,044	822,153	100,089
- その他の引当金	9	115,443	14,054	102,456	12,473
		871,515	106,098	924,609	112,562
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		126,724	15,427	90,154	10,975
- その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	-	-	7,193,269	875,709
		126,724	15,427	7,283,423	886,684
負債合計		9,881,166	1,202,933	17,814,554	2,168,744

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	14,117,836	1,718,705	25,500,232	3,104,398
人件費					
給与および賃金		1,003,366	122,150	722,355	87,939
給与および賃金に係る社会保障費		104,573	12,731	79,819	9,717
補足年金費用		25,726	3,132	20,262	2,467
その他の社会保障費		97,430	11,861	51,402	6,258
		<u>1,231,095</u>	<u>149,874</u>	<u>873,838</u>	<u>106,381</u>
その他の営業費用	12.1	253,090	30,811	215,246	26,204
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		5,840	711	2,983	363
		<u>15,607,862</u>	<u>1,900,101</u>	<u>26,592,299</u>	<u>3,237,346</u>
法人所得税	8	622,870	75,828	610,590	74,333
前勘定科目に表示されていない その他の税金		-	-	-	-
		<u>1,776,405</u>	<u>216,260</u>	<u>1,741,473</u>	<u>212,007</u>
当期利益		<u>18,007,136</u>	<u>2,192,189</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,523,687</u>
費用合計					
		<u>18,007,136</u>	<u>2,192,189</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,523,687</u>
収益					
純売上高	11.1	17,935,667	2,183,488	28,868,642	3,514,468
その他の営業収益	12.2	71,469	8,701	75,720	9,218
その他の利息およびその他の財務収益		-	-	-	-
その他の利息および類似財務収益		-	-	-	-
		<u>18,007,136</u>	<u>2,192,189</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,523,687</u>
当期損失		-	-	-	-
収益合計		<u>18,007,136</u>	<u>2,192,189</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,523,687</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2019年3月31日現在
(単位:ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行爲し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2019年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティテティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「QMS」）、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		期首現在		期末現在	
	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在
	価値総額	価値総額	累積額調整	累積額調整	価値純額	価値純額	価値純額	価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産								
内訳：								
- 家具、付帯設備	7,264	7,264	(6,020)	(7,264)	1,244	-		
- オフィス設備	26,619	26,619	(20,730)	(26,619)	5,889	-		
	33,883	33,883	(26,750)	(33,883)	7,133	-		

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注４．債権

2019年3月31日および2018年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注５．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注６．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2018年度の利益に関しては、87,073ユーロが積立てられた（2017年度の利益に関しては、55,160ユーロ。）。

注７．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,133	1,741,472
損益の繰入額	-	87,073	1,414,248	240,150	1,654,398	(1,741,472)
分配済み配当金			(2,500,000)		(2,500,000)	
当期損益	-	-	-	-	-	1,776,404
2019年3月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,404

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2017年3月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197
損益の繰入額	-	55,160	851,037	197,000	1,048,037	(1,103,197)
当期損益	-	-	-	-	-	1,741,473
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,131	1,741,473

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

注9．その他の引当金

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	115,443	98,751
未払付加価値税（VAT）に対する引当金	-	251
優先債権者に対する引当金（社会保障）	20,765	-
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	-	3,454
	<u>136,208</u>	<u>102,456</u>

注10．その他の債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	-	4,915,922
未払販売報酬	-	2,277,347
	<u>-</u>	<u>7,193,269</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	17,935,667	28,861,804
弁護士報酬	-	6,838
	<u>17,935,667</u>	<u>28,868,642</u>

2019年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）- エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM から、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）（これらの2つのシ

リーズ・トラストは2018年8月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(このシリーズ・トラストは2019年1月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、()シリーズ・トラストの当初発行価格に()関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

2018年9月末まで、当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。2018年10月1日以降、年次管理報酬は、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.03%である。日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの1つ(日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド)が、2018年10月31日付で償還した。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費

用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	13,817,735	25,174,016
その他の費用	300,101	326,216
	<u>14,117,836</u>	<u>25,500,232</u>

2018年9月30日まで、当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社(以下「IM」および「販売会社」という。)に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年9月30日に終了した半期において13,820,085.19ユーロおよび2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロであった。

2018年10月31日まで、日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	253,090	215,246
	<u>253,090</u>	<u>215,246</u>

12.2 その他の営業収益

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	32,486	27,093
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	11,700	11,700
凍結ファンドに関する評価調整の償却	-	35,679
過年度からの税金の払戻し	24,964	-
その他	2,319	1,248
	<u>71,469</u>	<u>75,720</u>

71,469

75,720

注13．従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
取締役	4	4

13.2 就業者

2019年3月31日および2018年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	3
従業員	3	3
	7	8

注14．後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2019
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	-	7 133
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	950 429	8 148 808
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	152 624	173 576
- Cash at bank and in hand		8 718 219	9 424 307
Prepayments		<u>59 894</u>	<u>60 731</u>
Total assets		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	214 772	127 699
other reserves	7	<u>1 445 530</u>	<u>2 291 131</u>
		1 660 302	2 418 830
- Profit or loss for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
		8 882 927	9 606 522
Provisions			
- Provisions for taxation	8	756 072	822 153
- Other provisions	9	<u>115 443</u>	<u>102 456</u>
		871 515	924 609
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		126 724	90 154
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>
		<u>126 724</u>	<u>7 283 423</u>
Total liabilities		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2019
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	14 117 836	25 500 232
Staff costs			
- Salaries and wages		1 003 366	722 355
- Social security on salaries and wages		104 573	79 819
- Supplementary pension costs		25 726	20 262
- Other social costs		<u>97 430</u>	<u>51 402</u>
		1 231 095	873 838
Other operating charges	12.1	253 090	215 246
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>5 840</u>	<u>2 983</u>
		15 607 862	26 592 299
Income tax	8	622 870	610 590
Other taxes not included in the previous caption		<u>-</u>	<u>-</u>
Profit for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
Total charges		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
INCOME			
Net turnover	11.1	17 935 667	28 868 642
Other operating income	12.2	71 469	75 720
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		<u>-</u>	<u>-</u>
		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
Loss for the financial year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total income		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2019**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
		EUR	EUR
Assets held for third parties		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2019, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
of which:						
-furniture, fixture and fittings	7 264	7 264	(6 020)	(7 264)	1 244	-
-office arrangements	26 619	26 619	(20 730)	(26 619)	5 889	-
	<u>33 883</u>	<u>33 883</u>	<u>(26 750)</u>	<u>(33 883)</u>	<u>7 133</u>	<u>-</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:
Furniture, fixture and fittings 20%
Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2019 and March 31, 2018 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 87 073 was made in respect of the profit of 2018 (EUR 55 160 in respect of the profit of 2017).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2018	5 446 220	127 699	1 994 731	296 400	2 291 133	1 741 472
Allocation of the result	-	87 073	1 414 248	240 150	1 654 398	(1 741 472)
Dividend distributed	-	-	(2 500 000)	-	(2 500 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 776 404
Balance at March 31, 2019	<u>5 446 220</u>	<u>214 772</u>	<u>908 980</u>	<u>536 550</u>	<u>1 445 530</u>	<u>1 776 404</u>
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2017	5 446 220	72 539	1 143 694	99 400	1 243 094	1 103 197
Allocation of the result	-	55 160	851 037	197 000	1 048 037	(1 103 197)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 741 473
Balance at March 31, 2018	<u>5 446 220</u>	<u>127 699</u>	<u>1 994 731</u>	<u>296 400</u>	<u>2 291 131</u>	<u>1 741 473</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Provision for general expenses	115 443	98 751
Provision for VAT payable	-	251
Provision for preferential creditors (social security)	20 765	-
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	-	3 454
	<u>136 208</u>	<u>102 456</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2019 and March 31, 2018 are analysed as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory fees payable	-	4 915 922
Distribution fees payable	-	2 277 347
	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Management fees	17 935 667	28 861 804
Legal Commission	-	6 838
	<u>17 935 667</u>	<u>28 868 642</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2019 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged) (these two series trusts terminated on 31st August 2018), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund (this series trust terminated on 31st January 2019), Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds and until end of September 2018 an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total. As from 1st October 2018, the annual management fee is 0.03% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. One of the series trusts of Nikko Global Funds (Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund) was terminated on 31st October 2018.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	13 817 735	25 174 016
Other expenses	<u>300 101</u>	<u>326 216</u>
	<u>14 117 836</u>	<u>25 500 232</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the "IM" and the "Distributor") until September 30, 2018. The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR13,820,085.19 during the half year ended September 30, 2018 and EUR 25 174 016 during the full year ended March 31, 2018.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

Until October 31, 2018, for Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the "JGB Rate"), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>
	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>

12.2 - Other operating income

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	32 486	27 093
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 700
Write-off value adjustment on frozen funds	-	35 679
Reimbursement tax from previous years	24 964	-
Other	<u>2 319</u>	<u>1 248</u>
	<u>71 469</u>	<u>75 720</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Directors	4	4

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****13.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2019 and March 31, 2018 was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Senior Management	2	2
Middle Management	2	3
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

（２）その他の訂正

（注）下線部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（５）申込手数料

<訂正前>

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の取得申込みにあたり上限1.08%（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、後記「（８）申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に照会のこと。

（注¹） 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社（それぞれ後記「（８）申込取扱場所」に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注²） 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注³） 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注⁴） ミドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

<訂正後>

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の取得申込みにあたり上限1.08%^{（注¹）}（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、後記「（８）申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に照会のこと。

（注¹） 2019年10月1日以降は消費税が10%となる見込みである。その場合には、1.10%（税込）となる。

（注²） 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社（それぞれ後記「（８）申込取扱場所」に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注³） 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注⁴） 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注⁵） ミドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料及び税金

（１）申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

受益証券の取得申込みにあたっては、上限1.08%（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

（注¹） 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注²） 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注³） 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注⁴） ミドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

<訂正後>

受益証券の取得申込みにあたっては、上限1.08%^(注1)（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(注1) 2019年10月1日以降は消費税が10%となる見込みである。その場合には、1.10%（税込）となる。

(注2) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注3) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注4) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注5) 米ドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

(6) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2019年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2019年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（2）日本における販売

<訂正前>

（前略）

受益証券の取得申込みにあたって、上限1.08%（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

投資者は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券の取得申込みにあたって、上限1.08%^{（注）}（税抜1.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売取扱会社に照会のこと。

ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

（注）2019年10月1日以降は消費税が10%となる見込みである。その場合には、1.10%（税込）となる。

投資者は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（2）会社の機構

<訂正前>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再選されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または複数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締

役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

管理会社の日常的な管理ならびに当該管理に関連して管理会社を代表する行為は、単独または共同で行う1名または複数の取締役、役員、マネジャーまたはその他の代理人、従業員に委任することができる。これらの指名、取消および権限は、取締役会の決議により決定されるものとする。管理会社はまた、真正な委任状または私的文書による委任状により、特別な権限を付与することができる。

<訂正後>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の

類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「会社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年6月21日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソ
シエテ・コーポラティブ
公認の監査法人

ピクター・チャン・イン
パートナー

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company’s financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “Réviseur d'Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 21, 2019

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。